

熊本市動植物園一般廃棄物収集運搬処理業務委託仕様書

この仕様書は、熊本市動植物園一般廃棄物収集運搬処理業務委託の委託契約に基づき、受託者が履行しなければならない事項について定める。

1 遵守事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係諸法令を遵守するとともに、事故防止にも万全の注意を払うこと。また、廃棄物の飛散、落下、流出、あるいは廃棄物により生じる悪臭等の発生を防止し、環境保全にも万全を期すこと。万一、事故等が生じた場合には、速やかに委託者に報告するとともに、受注者の責任において処理するものとする。

2 業務内容等

- (1) 当該業務は、園内のごみ集積所に集められた廃棄物を、1日1回収集運搬するとともに、関係法令を遵守し処理すること。なお、ごみ集積所に集められた廃棄物の積み残しはしないこと。
- (2) 廃棄物の収集場所は、熊本市動植物園（熊本市東区健軍5丁目14-2）とする。
- (3) 収集運搬車両は、あらかじめ委託者に提出した登録車両を使用し、指定する収集場所で積み込むこととする。
- (4) 排出する廃棄物の種類について
 - ・一般廃棄物
 - ・園内派生物（落葉・除草・水草）
 - ・資源ごみ（瓶缶類・ペットボトル・ダンボール、チラシ等類）
- (5) 廃棄物のうち、資源ごみについてはリサイクルごみとして処理すること。（処理施設が発行する受入量付処理伝票の写しを提出すること。）
- (6) 収集日は、「令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで」の期間中の日曜、休園日の翌日及び12月30日～1月3日を除く日とし、履行期間中の収集日数は、257日とする。（別紙1）
- (7) 収集時間は原則、午前6時～午前8時30分とする。

3 予定排出量（履行の期間）

- | | |
|--------------------|------------|
| ・一般廃棄物 | 39, 700 kg |
| ・園内派生物 | 31, 000 kg |
| ・資源ごみ（瓶缶類） | 1, 000 kg |
| ・資源ごみ（ペットボトル） | 1, 000 kg |
| ・資源ごみ（ダンボール、チラシ等類） | 2, 000 kg |

- 4 この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。

別紙 1

なお、履行期間中の業務を実施しない日は下表のとおり。

	収集しない日											
4月	5	7	12	14	19	21	26	29				
5月	3	8	10	12	17	19	24	27	31			
6月	2	7	9	14	16	21	24	28	30			
7月	5	7	12	14	19	22	26	29				
8月	2	4	9	11	16	18	23	26	30			
9月	1	6	8	13	15	20	25	27	30			
10月	4	6	11	14	18	20	25	28				
11月	1	3	8	10	15	17	22	25	29			
12月	1	6	8	13	15	20	22	27	30	31		
1月	1	2	3	5	10	13	17	19	24	27	31	
2月	2	7	9	14	16	21	25	28				
3月	2	7	9	14	16	21	24	28	30			

よって、収集する日は、258 日。(365 日-107 日)